

公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会 会 費 規 定

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人北海道シルバー人材センター連合会の会費に関し、必要な事項を定める。

(正会員)

第2条 正会員の会費は、次の各号に定める額とする。

(1) 高齢法第41条の指定を受けた法人

ランクは、国の「就業機会確保事業費等補助金」のランクのとおりとする。

ただし、従前の補助金の額が保証される場合は従前のランクとする。

Aランク 年額 124,000円

Bランク 年額 104,000円

Cランク 年額 94,000円

(2) 第1号以外の法人又は法人格なき社団

年額 50,000円

2 会費は会計年度分として、年度途中で入会したものも同額とする。

(特別会員)

第3条 特別会員の会費は、1口、年額10,000円とする。

2 会費は会計年度分として、年度途中で入会したものも同額とする。

3 会費の口数は制限しない。

(賛助会費)

第4条 賛助会員の会費は、次の各号に定める額とする。

(1) シルバー人材センターを設置する市町村

会費は、年額50,000円

(2) 上記(1)以外の賛助会員

会費は、1口、年額10,000円とする。

2 会費は会計年度分として、年度途中で入会したものも同額とする。

3 会費の口数は制限しない。

(納入期限)

第5条 会費は毎年6月30日までに納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、年度途中で入会したものは、入会后2箇月以内に会費を納入しなければならない。

(会費の使途)

第6条 会費は、一事業年度における合計額の50%を当該年度の公益目的事業、法人会計事業にそれぞれ使用する。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は理事会で定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃については、総会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。